

緊急事態宣言発令後の新型コロナウイルス感染症対策について

緊急事態宣言発令後の新型コロナウイルス感染症対策について、協会の対応を下記のとおりに対応とさせていただきますので、ご理解とご協力よろしくお願いたします。

1 事務局の対応

- 1) 緊急事態宣言期間の5月31日(日)までは、在宅勤務を基本に出社の場合は時短勤務とします。
- 2) 時短勤務の出社時間は、10時から16時までとします。
- 3) 電話の応答につきましては、事務局員が不在の場合は留守番電話対応といたします。
- 4) 協会メールは通常通り受発信します。なお、協会へのお問合せは、下記メールアドレスをお願いいたします。

2 各委員会、部会の開催について

委員会・部会の開催を緊急事態宣言中は中止または延期といたします。緊急事態宣言終了後、状況を確認し改めて日程を調整しご連絡いたします。

但し、期間中でも行政対応、公的機関対応など緊急性が必要な場合はこの限りではありません。

委員長・部会長と事務局にて判断いたします。

- ・なお、緊急対応などで開催する場合は、感染リスクを低減するため、うがい、手洗い、マスクや咳エチケットを順守してください。
- ・また、風邪の諸症状がある方は参加を自粛してください。

3 協会お問合せメールアドレス

- 1) CFT 更新講習等 CFT に関するお問合せ ➡ cft@anuht.or.jp
- 2) その他のお問合せ ➡ anuht@anuht.or.jp

以上